第5回　熊本市歴史まちづくり協議会

令和３年（2021年）3月29日

本日の報告事項

１　くまもと歴史まちづくり計画の進捗評価について・・・　３

・別紙１　：　進行管理・評価シート

２　令和２年度の主な取組みについて・・・・・・・・・・・　５

３　くまもと歴史まちづくり計画の軽微な変更について・・　７

・別紙２　：　変更箇所一覧

・別紙３　：　新旧対照表

1　くまもと歴史まちづくり計画の進捗評価について（概要）

○ くまもと歴史まちづくり計画（熊本市歴史的風致維持向上計画）は、令和2年(2020)6月24日付で、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定を受けたところ。

○ 当該計画に掲げる施策や事業等については、令和11年(2029)までの計画期間中、**「進捗評価」,「中間評価」,「最終評価」**からなる、国が定める進行管理・評価制度に基づき、計画を着実に推進する。

◆くまもと歴史まちづくり計画の進行管理・評価制度

進捗評価　**（毎年度実施）**

① 施策・事業の進捗状況（アウトプット）の評価【自己評価】

・計画に定められている事項を元に、「6つの評価軸」ごとに、進捗状況の評価

⇒ 次年度の取組みに反映

中間評価／最終評価　**（R6年度及びR11年度に実施）**

② 計画の達成状況（アウトカム）の評価【自己評価】

③ 事業の質の評価【外部評価】

⇒ 計画見直しや次期計画の取組みに反映

国への報告・ヒアリング　※初年度（R2年度）は不要

必要に応じて計画変更

熊本市歴史まちづくり協議会での確認

公表

◆評価スケジュール

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(中間年)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度(最終年)
進捗評価	（任意）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中間評価					○					
最終評価										○
国への報告	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1　くまもと歴史まちづくり計画の進捗評価について（概要）

○進捗評価（毎年度実施）の評価軸は６つ。各進捗評価シート（別紙２参照）により、評価を行う。

評価軸①

組織体制
（計画の実施に係る組織改編等）

評価軸②

重点区域における良好な景観を形成する施策
（都市計画、景観計画等）

評価軸③

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

評価軸④

文化財の保存又は活用に関する事業

評価軸⑤

効果・影響等に関する報道
（具体の報道事例）

評価軸⑥

⑥その他
（計画による効果等）

◆評価軸③に掲げる事業一覧

事業名			概要
③-１	歴史的建造物の保存・活用関連	１：歴史的風致形成建造物助成事業	指定建造物の保存、修景等費用の助成
		２：熊本城復旧事業	熊本城の本格復旧に向けた調査・設計・復旧工事
		３：景観重要・形成建造物助成事業	景観法・条例に基づき指定した建造物の保存、修景等費用の助成
		４：町並み復旧保存支援事業	熊本地震により被災した町屋等の復旧費用の助成
		５：町屋等活用促進事業	建築基準法の適用除外条例の制定等
③-２	歴史的建造物の周辺環境の保全関連	１：町並みづくり助成事業	町屋及び一般建造物の保存・修景等費用の助成
		２：道路空間整備事業	歴史的な町並み景観の向上が必要となる通りの道路美装化等
		３：空地等活用事業	地域住民等との協働による空地の利活用の検討等
③-３	伝統文化を反映した活動の継承関連	１：文化団体への助成事業	神楽・獅子舞などの伝統芸能等の保護育成費用の助成
		２：伝統技術普及継承事業	肥後象嵌などの伝統工芸品の後継者育成やPR、出張講座の実施
		３：地域コミュニティづくり支援事業	地域住民が主体的かつ継続的に行うための課題解決活動等支援
		４：くまもと工芸会館管理運営事業	伝統工芸品づくりの実演や体験を通した伝統工芸品の振興促進
③-４	歴史的風致を活かした観光振興関連	１：坪井川舟運検討	体験型の観光ツールとしての舟運に向けた調査・検討
		２：歴史･文化を活かした観光体験事業	体験型プログラムの作成・実施、ボランティアガイドの育成等
		３：観光周遊促進事業	周遊ルートの検討、無料Wi-Fiの整備、案内看板の多言語化等
		４：熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バス運行	中心市街地の回遊性の向上を目的とした周遊バスの運行
		５：川尻米蔵利活用事業	駐車場やトイレ等の整備、保存活用方策の検討と施策の推進
③-５	歴史的風致の情報発信と認識向上関連	１：「復興城主」募集事業	熊本城復旧支援者に対する城主証や城主手形の交付
		２：歴史文化体験学習事業	市内の小学生を対象とした、歴史文化施設を巡るバスツアー等
		３：歴史まちづくり教育事業	歴史的風致に関する授業やワークショップなどの教育活動の実施
		４：情報発信推進事業	SNS・チラシ・マップ作成等による情報発信手法の検討・推進
		５：歴史まちづくり調査研究事業	歴史まちづくりに関する継続的な調査・研究等
		６：「文化財保存活用地域計画」の策定検討	「文化財保存活用地域計画」の策定に必要な調査等を実施

◆評価軸④に掲げる事業一覧

事業名	概要
④-１：文化財の保存･活用の推進	歴史的風致形成建造物や文化財への指定の検討等
④-２：文化財の防災	消防組織による文化財の予防的な査察と啓発を実施等
④-３：文化財の保存･活用の普及･啓発	文化財や歴史的風致を活用した企画展示や各種講座、イベントの開催等
④-４：埋蔵文化財の取り扱い	埋蔵文化財の地権者への周知や十分な事前協議等

○町屋の利活用を促す様々な制度や体制の構築に努めた。

市内全域

①指定歴史的建造物の更なる支援の拡充

③-1：歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 計画書掲載の**30棟全てを歴史的風致形成建造物に指定**（R2.10.30）
- 修景・修理に係る**助成制度の創設**（R2.10.16）

耐震改修あり最大500万円
なし最大300万円　（補助率1/2）

歴史的風致形成建造物指定証交付式

②建築基準法の下では困難であった利活用が可能に

③-1：歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 建築基準法を適用除外する**新たな条例を制定**（R2.6.24）
- 上記条例の適用を受けるため**代替措置等を示す「保存活用計画」の策定に係る助成制度を創設**（R2.7.2）

歴史的建築物（イメージ）

用途変更や修繕等の検討 → 建築基準法に適合しない → 条例の活用［「保存活用計画」の策定 → 「保存建築物選定委員会」等で審議 → 建築基準法の適用除外］ → 建築物の利活用

助成(最大200万円、補助率1/2)

城下町地区

③マッチングの準備開始

③-1：歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 地元有志により(一社)KIMOIRIDONの設立（R2.10）

町屋利活用プラットフォーム
※地元有志、銀行、行政等が連携

活用依頼（相談･登録）／御用聞／活用依頼（相談･登録）

【貸し手】町屋所有者　【借り手】事業者･ﾃﾅﾝﾄ

④利活用実証実験の実施

③-2：歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

- 町屋･空地等利活用、夜間演出等の多角的な実験を実践（R3.3.21~）

道路に面する部分のみを活用した町屋の実験

川尻地区

⑤米蔵跡の活用推進

③-4：歴史的風致を活かした観光振興に関する事業

- 地域住民とワークショップ
- 外城東蔵・西蔵の活用検討

外城東蔵

小さいエリアから取り組み、連鎖的な町屋利活用を促す仕組みの構築を目指す

2　令和２年度の主な取組みについて（概要）

○年間を通じて、歴史的風致の認知度向上に努めた。

	R2.４～６月	７～９月	１０～１２月	R3.１～３月
歴まち計画の普及	**歴まち計画の認定**	**歴まち計画パンフレットの制作・配布** ③-５：歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業 パンフレット **地域等への説明会** ・重点区域内の自治協議会、町屋等所有者への説明会	**歴まちフォーラムの開催（R2.10.10）** ③-５：歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業 ・本計画の策定を契機とした、民間主催のシンポジウム （NPO 熊本まちなみトラスト／㈱カリーノ主催） 歴まちフォーラム 歴史まちづくりカード	**歴まちカードの配布** ③-５：歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業 **（R2.11.20～）** ・城彩苑と二の丸にて配布中
歴史的風致の魅力再発見		**熊本城特別公開第２弾（R2.6.1～）** ③-５：歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業 ・特別見学通路の完成により、被災した石垣や重要文化財櫓群を、新しい視点での観覧・情報発信 特別見学通路上から見た天守閣 	 郷土文化財イメージ **川尻の地域主体で史跡に案内標識を設置** ③-３：伝統文化を反映した活動の継承に関する事業 **町奉行所と御茶屋跡の設置（R2.9.25）** **高札場と二里木跡の設置（R2.10.1）**	**コロナにより一時閉園** **郷土文化財制度の開始** ③-３：伝統文化を反映した活動の継承に関する事業 **（R3.1.4～）** ・文化財類型に該当しない地域文化資源を認定し、市内外に広く情報発信 **プロモーション動画の制作** ③-５：歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業 **（R3.1.8～制作中）**

3　くまもと歴史まちづくり計画の軽微な変更について（概要）

①歴史的風致形成建造物の指定による指定年月日及び指定番号の追記、建造物名称の変更

【再掲】

- 計画書掲載の**30棟全てを歴史的風致形成建造物に指定**（R2.10.30）

歴史的風致形成建造物指定証交付式

指定年月日の追記

指定番号の追記

No.	名称	写真	建築年代	所有者	所在地	※
17	（令和元年 10 月 30 日指定） 指定番号：17 めいはちばし 明八橋		明治８年 （1875）	熊本市	新町２丁目	①

名称についても所有者意向を踏まえ、以下の建造物を変更

- ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）→　PSオランジュリ（旧第一銀行熊本支店）
- 旧住友銀行熊本支店　→　カリーノMSビル
- 瑞鷹本社　→　瑞鷹川尻本蔵事務所棟
- 当主邸宅（吉村家）　→　吉村邸宅　等

②文化財の指定・登録による件数等の変更

新たに国の登録有形文化財に登録

西村家住宅店舗及び主屋
（国の登録有形文化財）

熊本地震で被災した文化財のうち3件を市指定文化財に指定

六所宮の鳥居
（市指定有形文化財）

木造愚谷常賢像
（市指定有形文化財）

菱形八幡宮神像群
（市指定有形文化財）
木造女神坐像

③その他、活用する補助金（国費等）変更、事業進捗・誤記等による修正等